

平成 30 年度

市税概要



笑顔でつなぐ躍動のまち、さかど

坂戸市

目 次

1.	税務行政機構等	1
	税務機構及び事務分掌	2
2.	市民税	3
	(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
	(2) 市民税納税義務者数の推移	4
	(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕	5
	(4) 平成30年度個人市民税賦課状況	6
	(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
	(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	8
	(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数	9
	(8) 産業別法人市民税集計表	10
3.	固定資産税	11
	(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移	12
	(2) 償却資産納税義務者数の推移	12
	(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕	13
	(4) 固定資産税の決定価格等の内訳	14
	(5) 償却資産の決定価格等の内訳	14
	(6) 都市計画税納税義務者数の推移	15
	(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕	15
	(8) 都市計画税の決定価格等の内訳	15
	(9) 土地・地目別集計表	16
	(10) 木造家屋・種類別集計表	16

(11) 木造以外家屋・種類別集計表	17
(12) 新增築家屋棟数の推移	17
(13) 減少分家屋棟数の推移	17
(14) 国有資産等所在市町村交付金	18
(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧	18
4. 諸 税	19
(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移	20
(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移 (グラフ)	21
(3) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移	22
5. 徴 収	23
(1) 年度別市税決算額	24
(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移	25
(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移	26
(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表	27
(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表	28
(6) 口座振替利用状況	29
(7) コンビニ収納状況	30
(8) 年度別差押財産状況の内訳	30
(9) 督促状発付状況	31
6. その他	32
市税の税率及び納期等の一覧表	33～35

1. 稅務行政機構等

税務機構及び事務分掌

(平成30年7月1日現在)

部名	課名	担当名	課長	副課長	課長補佐	係長	担当	計	事務分掌	
総務部	課税課		1	1				2	課の総括	
		税制担当				1	1	2	1 税務事務の総合調整に関すること。 2 軽自動車税及び市たばこ税の賦課に関すること。 3 法人市民税の賦課に関すること。 4 個人市県民税の賦課に関すること。 5 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 6 特別土地保有税及び国有資産等所在市町村交付金に関すること。 7 家屋に関する固定資産税、都市計画税及び償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。 8 税の諸証明の発行に関すること。	
		市民税担当			1		9	10		
		土地担当			1		3	4		
		家屋担当			1		5	6		
	計	1	1	3	1	18	24			
	納税課			1					1	課の総括
		管理担当				1	1	2	4	1 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の収納管理に関すること。 2 市税の過誤納金の還付に関すること。 3 市税の口座振替に関すること。 4 市税の督促に関すること。 5 納税証明に関すること。 6 納税の奨励及び徴収対策に関すること。 7 市税の滞納者に対する徴収及び滞納整理に関すること。 8 差押財産等の換価に関すること。 9 納税相談に関すること。
		徴収担当				1		8	9	
		特別整理担当				1	4	3	8	
計	1		3	5	13	22				
総計		2	1	6	6	31	46			

2. 市 民 税

(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

(各1月1日現在)

年度		26	27	28	29	30
区分						
人口	男	50,817	50,846	50,951	51,013	50,840
	女	50,252	50,357	50,437	50,518	50,498
	計	101,069	101,203	101,388	101,531	101,338
世帯数		42,960	43,496	44,215	44,827	45,316

(2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在)

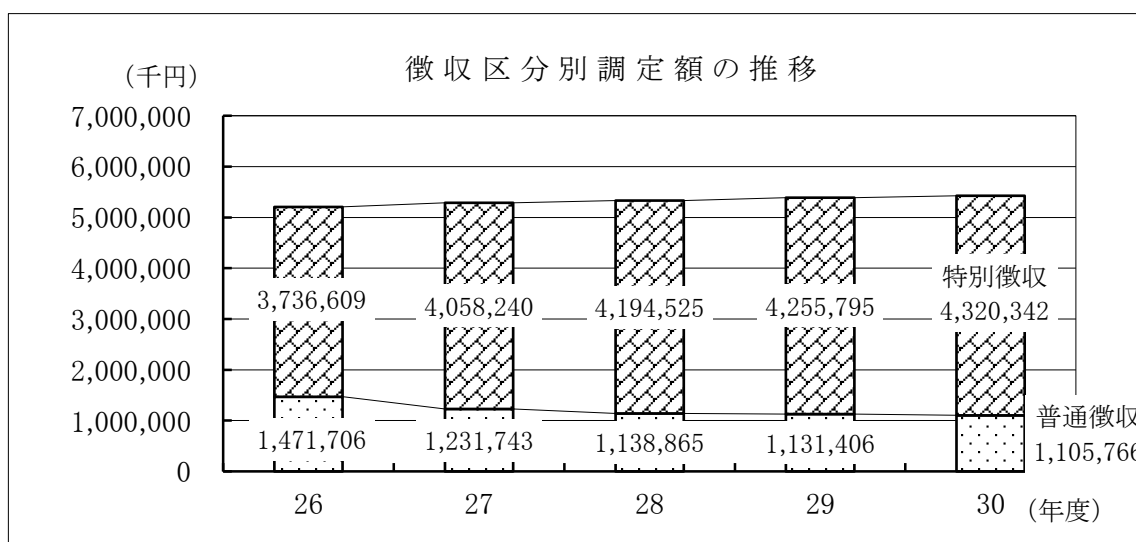
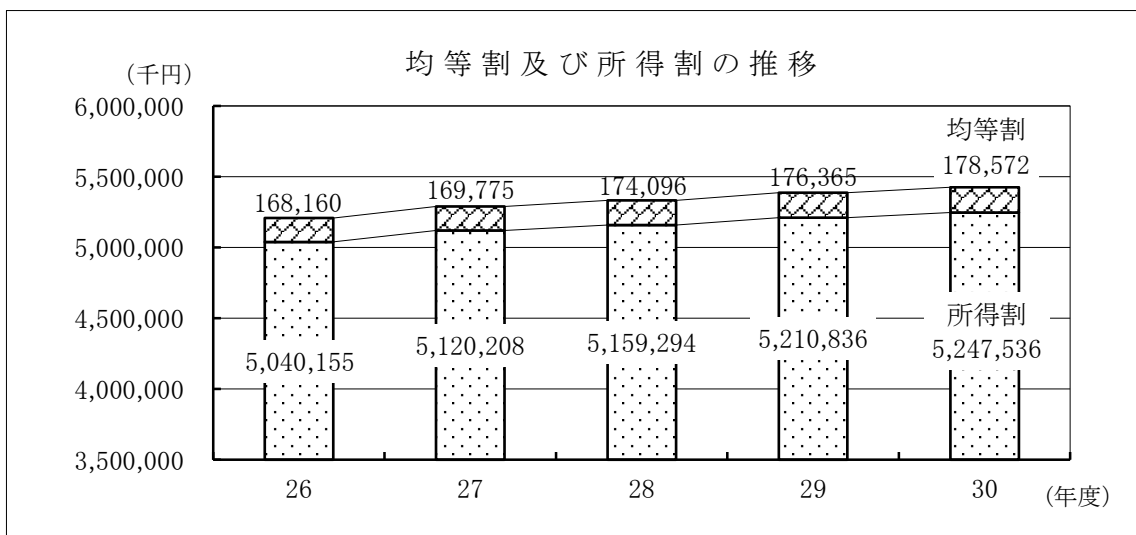
年度		26	27	28	29	30
区分						
個人	均等割+所得割	44,625	45,023	45,589	46,264	46,552
	均等割のみ	4,281	4,334	4,474	4,446	4,659
	計	48,906	49,357	50,063	50,710	51,211
法人	地方税法第312条第1項に該当					
	第9号	16	15	13	15	14
	第8号	3	2	1	2	3
	第7号	94	98	108	111	100
	第6号	20	20	20	18	16
	第5号	70	68	68	73	71
	第4号	23	25	24	25	27
	第3号	254	248	260	264	278
	第2号	16	14	15	12	11
	第1号	1,516	1,538	1,564	1,580	1,573
計	2,012	2,028	2,073	2,100	2,093	

※ 第1号～第9号法人についての説明は、9ページを参照してください。

(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度7月1日現在 単位:千円)

年度		26	27	28	29	30
区分						
普通徴収	均等割	55,602	41,972	41,109	40,152	40,320
	所得割	1,416,104	1,189,771	1,097,756	1,091,254	1,065,446
	小計	1,471,706	1,231,743	1,138,865	1,131,406	1,105,766
特別徴収	均等割	112,558	127,803	132,987	136,213	138,252
	所得割	3,624,051	3,930,437	4,061,538	4,119,582	4,182,090
	小計	3,736,609	4,058,240	4,194,525	4,255,795	4,320,342
調定額	均等割	168,160	169,775	174,096	176,365	178,572
	所得割	5,040,155	5,120,208	5,159,294	5,210,836	5,247,536
	合計	5,208,315	5,289,983	5,333,390	5,387,201	5,426,108

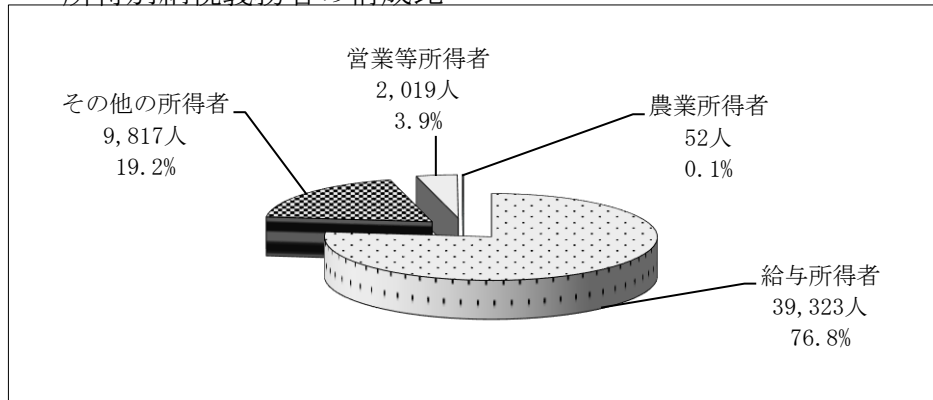


(4) 平成30年度 個人市民税賦課状況

(平成30年7月1日現在)

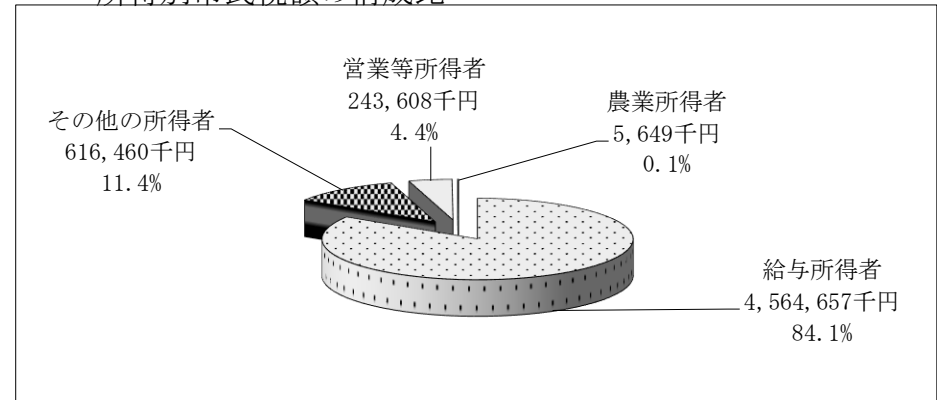
区分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計		納税義務者 1人当たり 平均税額 G/F (千円)	税 額 構成比 (%)
	納税義務者	均等割額	納税義務者	均等割額	所得割額	納税義務者 (A+C) F (人)	税額 (B+D+E) G (千円)		
	A (人)	B (千円)	C (人)	D (千円)	E (千円)	(人)	(千円)		
給与所得者	2,424	8,484	36,899	129,147	4,427,026	39,323	4,564,657	116	84.1
営業等所得者	277	970	1,742	6,097	236,541	2,019	243,608	121	4.4
農業所得者	7	25	45	158	5,466	52	5,649	109	0.1
その他の所得者	1,951	6,829	7,866	27,531	582,100	9,817	616,460	63	11.4
計	4,659	16,308	46,552	162,933	5,251,133	51,211	5,430,374	106	100.0

・所得別納税義務者の構成比



納税義務者合計 51,211人

・所得別市民税額の構成比



市民税総額 5,430,374千円

(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(平成30年7月1日現在)

課税標準額 の段階	区分	給与所得 (人)	営業等所得 (人)	農業所得 (人)	その他の所得 (人)	分離譲渡所得 (人)	合計 (人)
1千円を超え 10万円以下		1,340	86	3	481	114	2,024
10万円を超え 100万円以下		10,029	556	20	4,716	81	15,402
100万円を超え 200万円以下		11,251	441	5	1,575	70	13,342
200万円を超え 300万円以下		6,755	284	6	375	50	7,470
300万円を超え 400万円以下		3,512	133	3	120	43	3,811
400万円を超え 550万円以下		2,329	97	3	119	38	2,586
550万円を超え 700万円以下		673	41	2	58	15	789
700万円を超え 1千万円以下		482	35	1	53	15	586
1千万円超		412	48	1	54	27	542
合計		36,783	1,721	44	7,551	453	46,552

※ 「課税標準額」

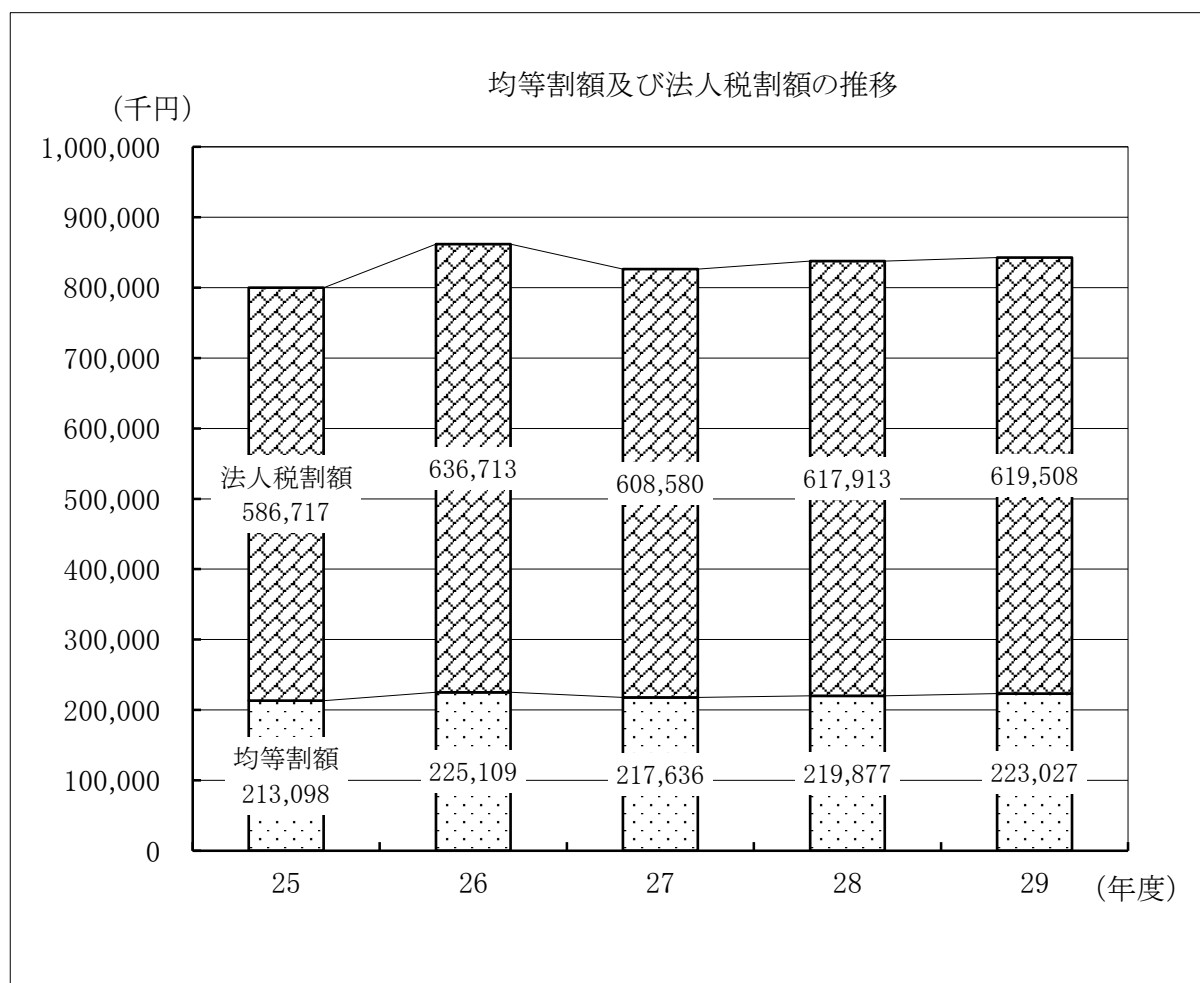
市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

※ この表の納税義務者数には、均等割額のみを納める方は含まれておりません。

(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度3月31日現在)

区分		年度	25	26	27	28	29
均等割額	法人数 (社)		1,996	2,009	2,045	2,077	2,100
	調定額 (千円)		213,098	225,109	217,636	219,877	223,027
法人税割額	法人数 (社)		723	792	820	860	864
	調定額 (千円)		586,717	636,713	608,580	617,913	619,508
合計調定額 (千円)			799,815	861,822	826,216	837,790	842,535
合計税額の対前年比 (%)			111.5	107.8	95.9	101.4	100.6



(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数

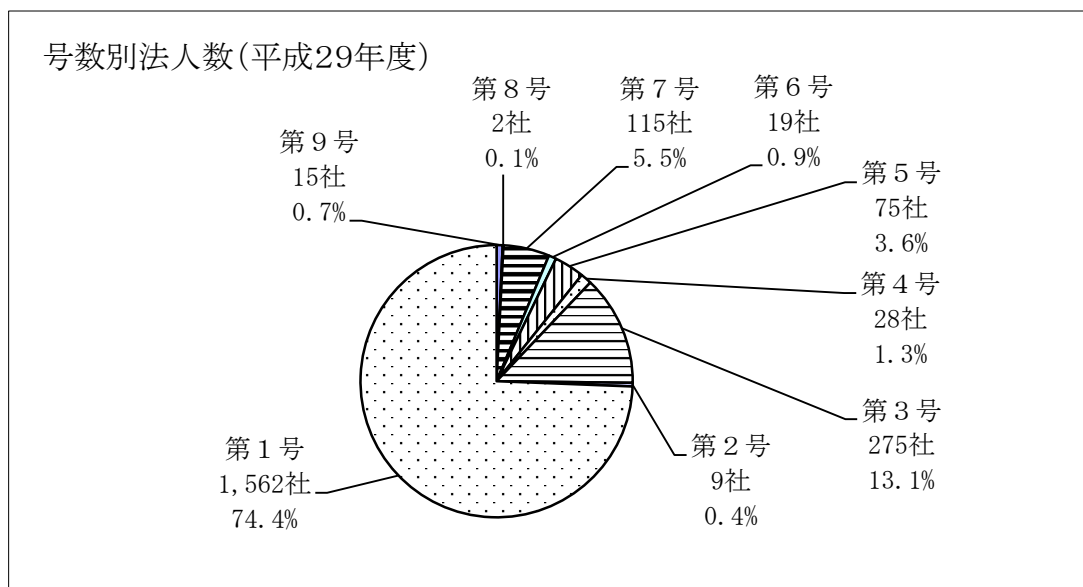
(各年度3月31日現在 単位:社)

年度 区分	25	26	27	28	29
第9号	14	16	14	14	15
第8号	3	3	2	2	2
第7号	102	100	105	114	115
第6号	20	20	20	19	19
第5号	71	68	73	73	75
第4号	24	23	24	25	28
第3号	255	256	251	265	275
第2号	13	14	14	13	9
第1号	1,494	1,509	1,542	1,552	1,562
合計	1,996	2,009	2,045	2,077	2,100

※ 4 ページの法人数とは基準日が違うので異なります。

※ 第1号～第9号法人とは、地方税法第312条第1項及び坂戸市税条例第31条第2項に規定する、以下の区分の法人です。

号数	資本金等の額	市内従業者数
第9号	50億円超	50人超
第8号	10億円を超え50億円以下	50人超
第7号	10億円超	50人以下
第6号	1億円を超え10億円以下	50人超
第5号		50人以下
第4号	1千万円を超え1億円以下	50人超
第3号		50人以下
第2号	1千万円以下	50人超
第1号		50人以下
	資本金等の額を有しない	—



(8) 産業別法人市民税集計表

(各年度3月31日現在)

	28年度 (円)	29年度 (円)	前年比 (%)
第1次産業	141,600	100,000	70.6
農業	141,600	100,000	70.6
林業	0	0	0.0
漁業	0	0	0.0
第2次産業	412,297,900	445,276,400	108.0
鉱業	0	0	0.0
建設業	49,369,000	62,397,200	126.4
製造業	362,928,900	382,879,200	105.5
第3次産業	425,350,500	397,158,700	93.4
卸・小売業	191,064,100	161,760,900	84.7
飲食業	12,900,600	15,412,600	119.5
金融・保険業	67,259,100	29,107,400	43.3
不動産業	28,007,500	44,210,800	157.9
運輸・通信業	34,100,500	41,396,700	121.4
電気・ガス・水道業	5,952,300	9,485,100	159.4
サービス業	83,850,600	93,925,600	112.0
その他	2,215,800	1,859,600	83.9
計	837,790,000	842,535,100	100.6

3. 固 定 資 產 稅

(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		26	27	28	29	30
個人	土地	25,102	25,296	25,505	25,724	25,877
	家屋	29,862	30,139	30,338	30,588	30,920
法人	土地	772	786	803	826	837
	家屋	738	768	789	808	832
合計	土地	25,874	26,082	26,308	26,550	26,714
	家屋	30,600	30,907	31,127	31,396	31,752

(2) 償却資産納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		26	27	28	29	30
免税点以上	個人	140	136	157	153	142
	法人	673	717	746	757	758
	計	813	853	903	910	900
免税点未満	個人	240	256	249	250	256
	法人	837	838	831	833	810
	計	1,077	1,094	1,080	1,083	1,066
合計	個人	380	392	406	403	398
	法人	1,510	1,555	1,577	1,590	1,568
	計	1,890	1,947	1,983	1,993	1,966

※「償却資産」

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと。

※「免税点」

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限
(同一人単位：土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

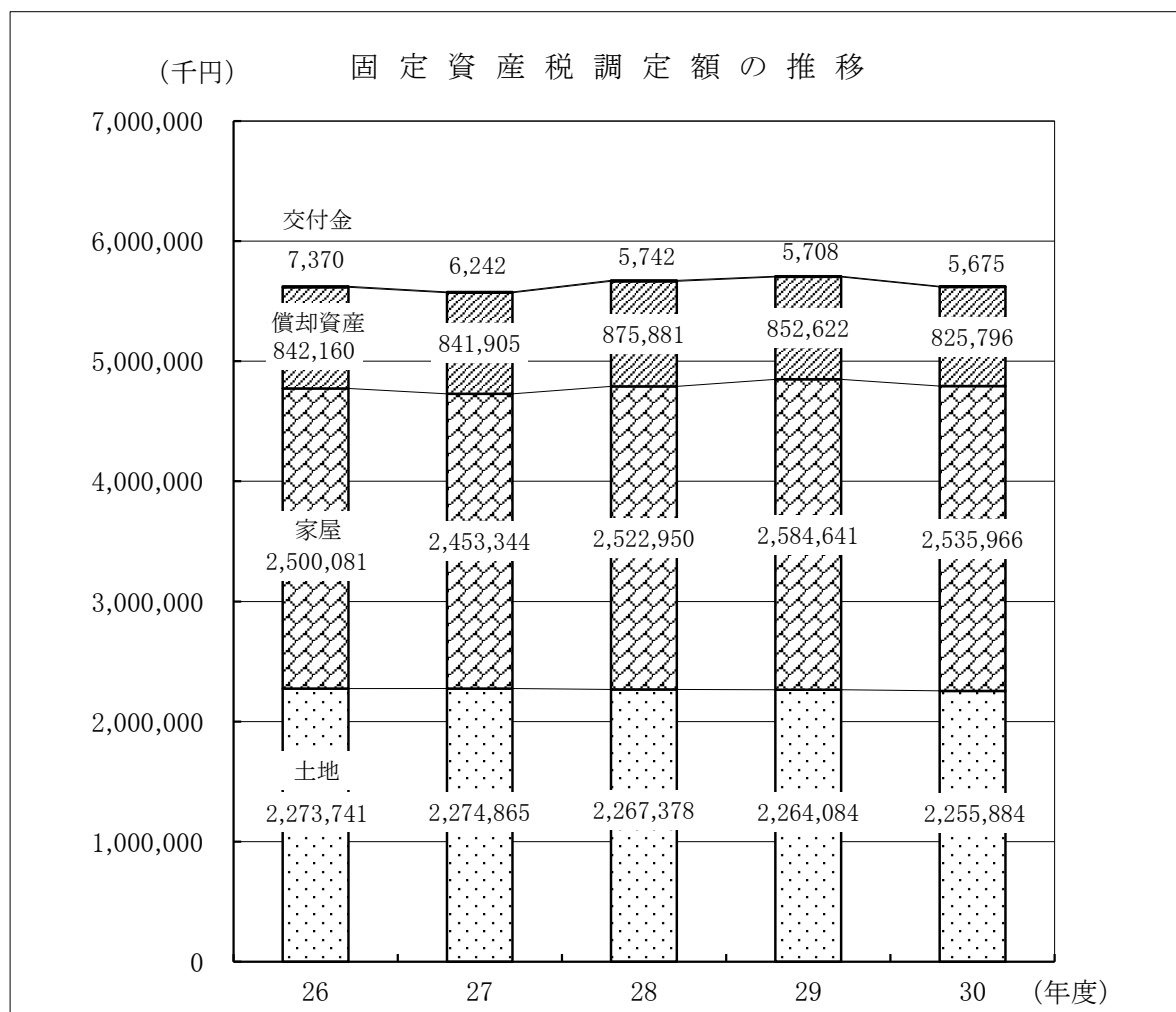
年度		26	27	28	29	30
固定資産税	土地	2,273,741	2,274,865	2,267,378	2,264,084	2,255,884
	家屋	2,500,081	2,453,344	2,522,950	2,584,641	2,535,966
	償却資産	842,160	841,905	875,881	852,622	825,796
	小計	5,615,982	5,570,114	5,666,209	5,701,347	5,617,646
交付金		7,370	6,242	5,742	5,708	5,675
合計		5,623,352	5,576,356	5,671,951	5,707,055	5,623,321

※「調定額」

税収入の見込額

※「交付金」

18ページの(14)「国有資産等所在市町村交付金」を参照してください。



(4) 固定資産税の決定価格等の内訳

(平成30年5月1日現在)

区 分		納 税 義務者数 (人)	筆数又 は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
免税点以上	土 地	26,714	78,482	26,703,125	466,155,179	65.0
	家 屋	31,169	34,274	5,443,401	188,376,259	26.3
	償却資産	900	-	-	61,452,828	8.5
	市評価分	883	-	-	35,999,066	5.0
	国・県配分	17	-	-	25,453,762	3.5
	小 計	58,783	112,756	32,146,526	715,984,266	99.8
免税点未満	土 地	2,538	3,845	1,459,083	1,097,543	0.2
	家 屋	583	700	29,332	49,627	0.0
	償却資産	1,066	-	-	443,054	0.0
	市評価分	1,065	-	-	441,395	0.0
	国・県配分	1	-	-	1,659	0.0
	小 計	4,187	4,545	1,488,415	1,590,224	0.2
合 計		62,970	117,301	33,634,941	717,574,490	100.0

※「決定価格」

固定資産税を課税するために決定した価格。固定資産税評価額

※「償却資産 市評価分」

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき、市が評価したもの

※「償却資産 国・県配分」

償却資産のうち、地方税法第389条第1項の規定により、総務大臣又は県知事が指定し、総務省令に基づき、市に配分したもの

(5) 償却資産の決定価格等の内訳

(平成30年5月1日現在 単位:千円)

区 分		決定価格	課税標準額	うち公益事業等 特例分
種 類				
市評価分	構 築 物	8,469,552	8,443,247	14,430
	機 械 及 び 装 置	20,171,323	19,550,884	529,912
	車 両 及 び 運 搬 具	145,426	145,426	0
	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	7,212,765	7,203,768	7,074
	小 計	35,999,066	35,343,325	551,416
国 ・ 県 配 分		25,453,762	23,660,869	0
合 計		61,452,828	59,004,194	551,416

(6) 都市計画税納税義務者数の推移

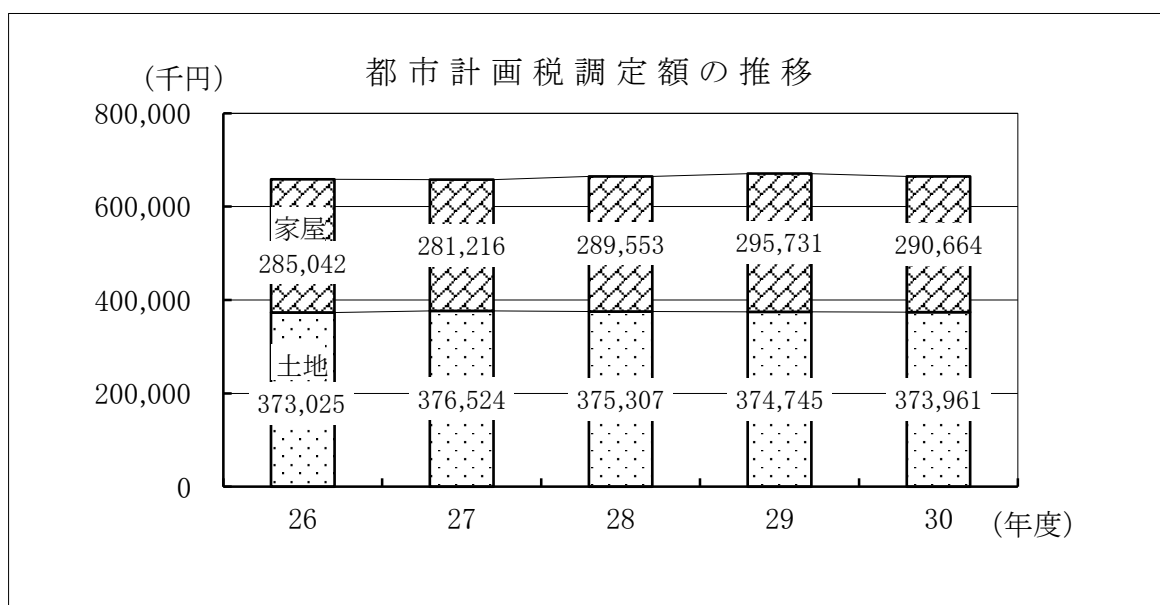
(各年度5月1日現在 単位:人)

年度 区分	26	27	28	29	30
個人	39,718	40,069	40,362	40,634	40,954
法人	1,024	1,061	1,080	1,124	1,158
合計	40,742	41,130	41,442	41,758	42,112

(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

年度 区分	26	27	28	29	30
土地	373,025	376,524	375,307	374,745	373,961
家屋	285,042	281,216	289,553	295,731	290,664
合計	658,067	657,740	664,860	670,476	664,625



(8) 都市計画税の決定価格等の内訳

(平成30年5月1日現在 免税点以上)

区分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格の 構成比 (%)
土地	19,289	29,338	7,031,000	394,469,453	73.0
家屋	22,823	21,587	3,873,831	145,788,972	27.0
合計	42,112	50,925	10,904,831	540,258,425	100.0

(9) 土地・地目別集計表

(平成30年5月1日現在 非課税免税点未満含む。)

区 分		筆 数 (筆)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)
地 目				
	田	8,400	6,782,090	1,112,516
	畑	10,717	6,423,862	11,048,433
宅 地	住宅用地	50,244	8,506,888	317,465,894
	非住宅用地	2,903	2,123,179	80,598,380
	小 計	53,147	10,630,067	398,064,274
池	沼	54	40,238	23,774
山	林	1,568	1,142,853	719,711
原	野	1,473	680,178	43,254
雑	種 地	6,951	2,455,510	56,240,337
その他(公衆用道路等)		49,998	12,865,202	423
合 計		132,308	41,020,000	467,252,722

(10) 木造家屋・種類別集計表

(平成30年5月1日現在 非課税免税点未満含む。)

区 分		棟 数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
種 類				
住 宅	専 用	22,035	2,397,238	68,623,789
	共 同	650	144,277	4,108,617
	併 用	909	114,911	1,872,825
	小 計	23,594	2,656,426	74,605,231
旅館・料亭・ホテル		10	588	5,869
事務所・銀行・店舗		295	27,223	621,022
劇場・映画館・病院		33	5,213	207,259
工場・倉庫		241	18,374	129,031
土 蔵		496	10,544	37,065
附 属 家		2,485	111,072	500,868
合 計		27,154	2,829,440	76,106,345

(11) 木造以外家屋・種類別集計表

(平成30年5月1日現在 非課税・免税点未満含む。)

種 類 \ 区 分	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
事務所・銀行・店舗・百貨店	636	274,982	13,705,781
住宅・共同住宅	3,995	1,420,889	63,040,629
ホテル・病院	41	53,038	4,313,292
工場・倉庫・市場	1,401	730,097	26,990,631
その他	1,747	164,287	4,269,208
合 計	7,820	2,643,293	112,319,541

(12) 新增築家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 \ 区分		26	27	28	29	30
木 造	新 築	391	423	381	353	338
	増 築	10	6	3	4	4
	小 計	401	429	384	357	342
木 造 以 外	新 築	107	104	114	78	275
	増 築	1	2	0	1	1
	小 計	108	106	114	79	276
合 計	新 築	498	527	495	431	613
	増 築	11	8	3	5	5
	計	509	535	498	436	618

(13) 減少分家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 \ 区分		26	27	28	29	30
木 造		274	265	234	222	203
木 造 以 外		79	83	70	41	74
合 計		353	348	304	263	277

(14) 国有資産等所在市町村交付金

(平成30年5月1日現在 単位:千円)

区分 所有者	固定資産の価格	算定標準額	調定額
埼玉県都市整備部	988,235	297,831	4,169
埼玉県総務部	143,152	31,620	443
国土交通省 関東地方整備局	324,467	75,932	1,063
合計	1,455,854	405,383	5,675

※「国有資産等所在市町村交付金」

国や地方公共団体の所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの（宿舎等）について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金

(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

(平成30年5月1日現在)

役職名	氏名	任期
委員長	山口昌孝	平成25年4月1日～平成33年3月19日
委員	吉川洋	平成27年3月20日～平成33年3月19日
委員	本田明	平成30年3月20日～平成33年3月19日

※「固定資産評価審査委員会」

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されている委員会

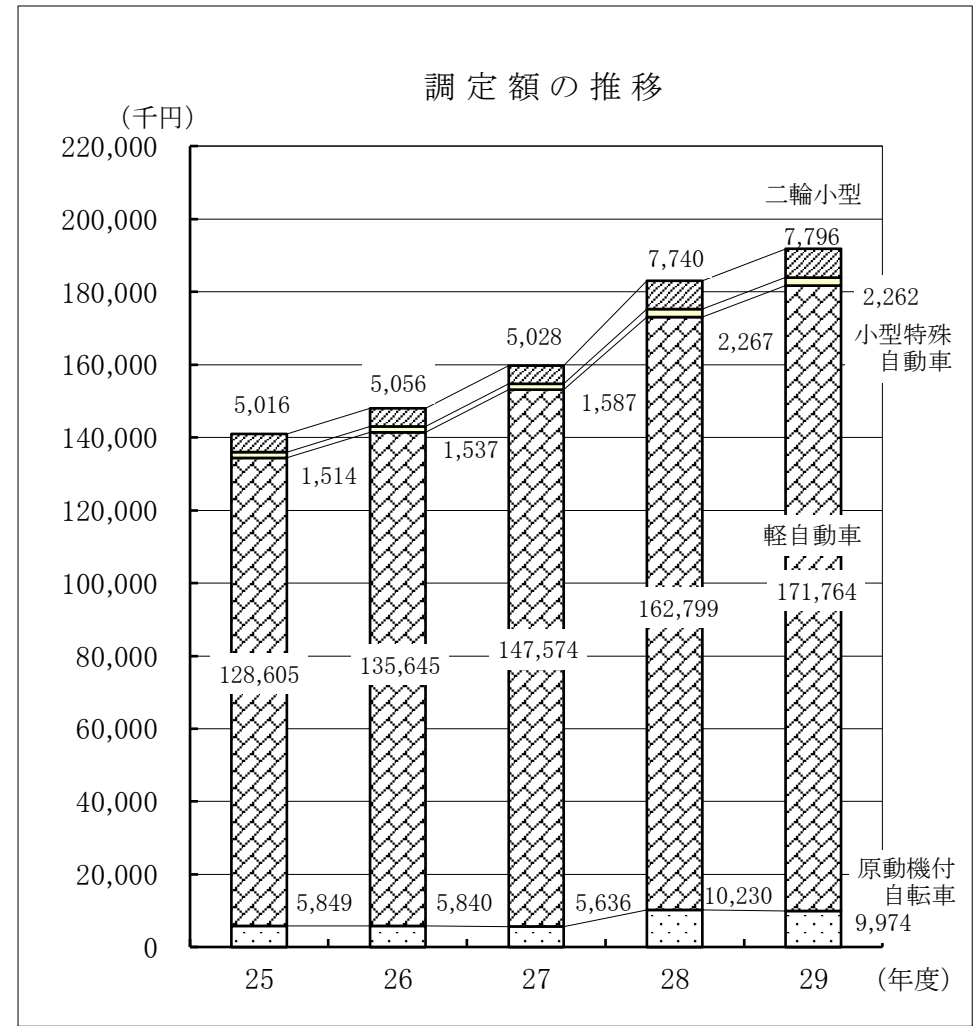
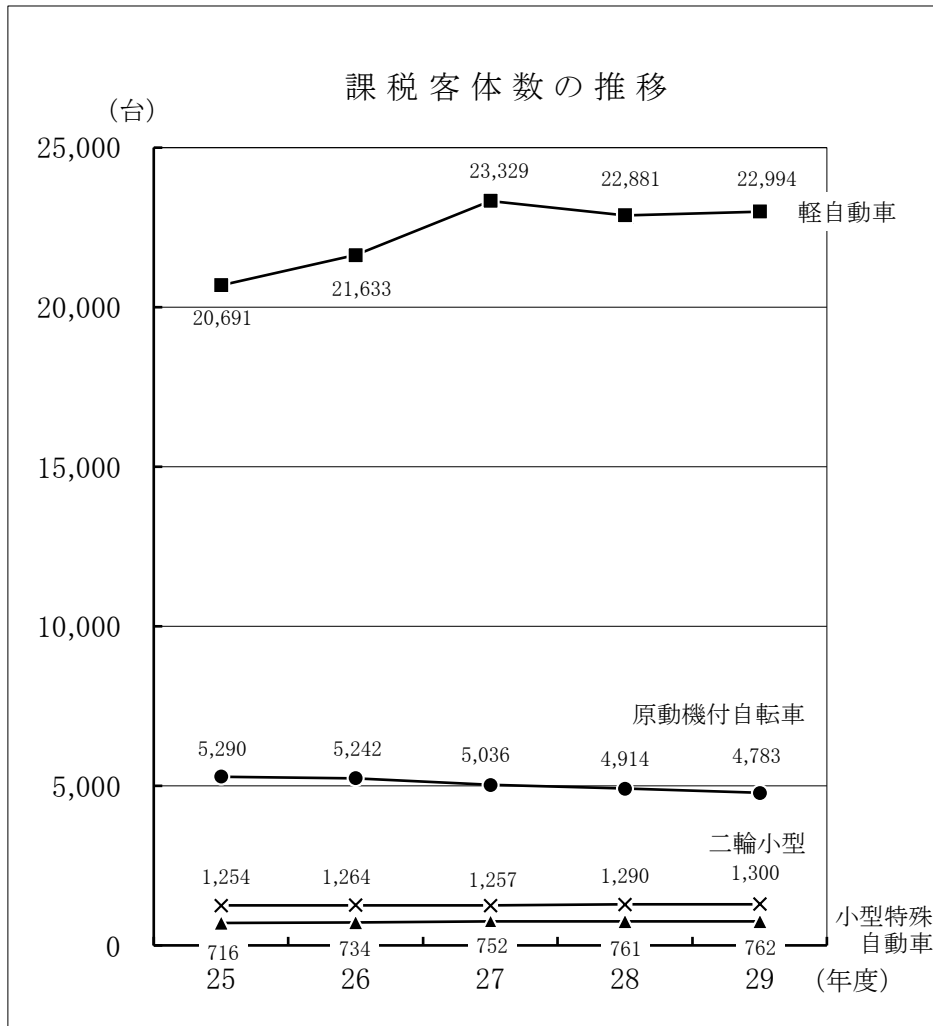
4. 諸 税

(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移

種別		年度		25		26		27		28		29		税率※ H27まで (円)
		区分		台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	
原動機付自転車	50cc以下		4,258	4,258	4,144	4,144	3,934	3,934	3,800	7,597	3,651	7,300	1,000	
	90cc以下		267	320	271	325	261	313	247	494	247	494	1,200	
	125cc以下		713	1,141	774	1,238	793	1,269	822	1,973	842	2,021	1,600	
	ミニカー		52	130	53	133	48	120	45	166	43	159	2,500	
	小計		5,290	5,849	5,242	5,840	5,036	5,636	4,914	10,230	4,783	9,974		
軽自動車	二輪・二輪のけん引車		1,234	2,962	1,220	2,928	1,198	2,875	1,196	4,305	1,174	4,226	2,400	
	三輪		1	3	1	3	0	0	0	0	0	0	3,100	
	四輪	乗用	自家用	14,994	107,957	16,011	115,279	17,605	126,756	17,283	138,172	17,571	147,606	7,200
			営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
		貨物	自家用	4,297	17,188	4,232	16,928	4,365	17,460	4,243	19,811	4,093	19,413	4,000
			営業用	165	495	169	507	161	483	159	511	156	519	3,000
	小計		20,691	128,605	21,633	135,645	23,329	147,574	22,881	162,799	22,994	171,764		
小型特殊車	農耕作業用		597	955	617	987	628	1,005	635	1,524	638	1,531	1,600	
	その他		119	559	117	550	124	582	126	743	124	731	4,700	
	小計		716	1,514	734	1,537	752	1,587	761	2,267	762	2,262		
二輪の小型自動車		1,254	5,016	1,264	5,056	1,257	5,028	1,290	7,740	1,300	7,796	4,000		
合計		27,951	140,984	28,873	148,078	30,374	159,825	29,846	183,036	29,839	191,796			
前年比		103.3	104.9	103.3	105.0	105.2	107.9	98.3	114.5	100.0	104.8			

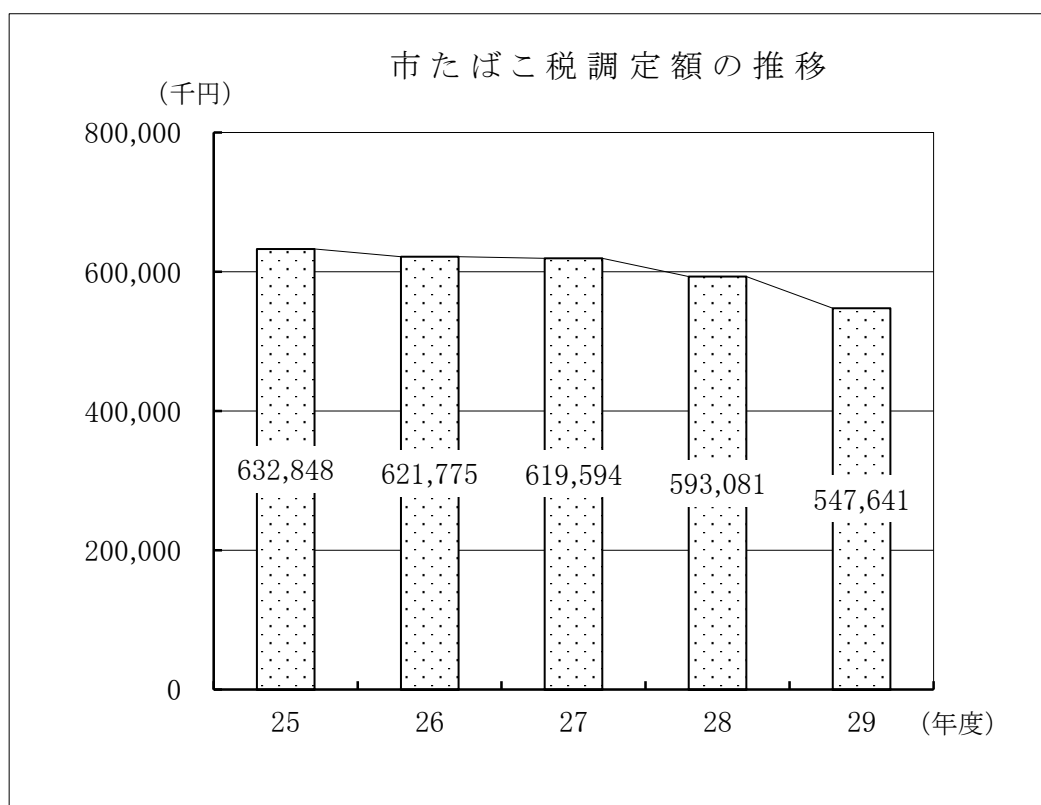
※ 平成28年度以降の税率については、34ページを参照

(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移 (グラフ)



(3) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移

年度		25	26	27	28	29
区分	調定額 (千円)	632,848	621,775	619,594	593,081	547,641
	対前年比 (%)	108.8	98.3	99.6	95.7	92.3
売渡本数 (千本)	旧3級品以外	124,240	121,124	120,820	115,458	105,942
	旧3級品	5,191	5,630	5,840	5,802	4,706
	対前年比 (%)	96.7	97.5	99.7	95.6	91.8
	税率	旧3級品以外		平成15年7月1日から平成18年6月31日まで		2,977 円 / 1,000 本
			平成18年7月1日から平成22年9月30日まで		3,298 円 / 1,000 本	
			平成22年10月1日から平成25年3月31日まで		4,618 円 / 1,000 本	
			平成25年4月1日から		5,262 円 / 1,000 本	
	旧3級品		平成15年7月1日から平成18年6月31日まで		1,412 円 / 1,000 本	
			平成18年7月1日から平成22年9月30日まで		1,564 円 / 1,000 本	
			平成22年10月1日から平成25年3月31日まで		2,190 円 / 1,000 本	
			平成25年4月1日から平成27年3月31日まで		2,495 円 / 1,000 本	
			平成28年4月1日から平成29年3月31日まで		2,925 円 / 1,000 本	
			平成29年4月1日から平成30年3月31日まで		3,355 円 / 1,000 本	



5. 徵 收

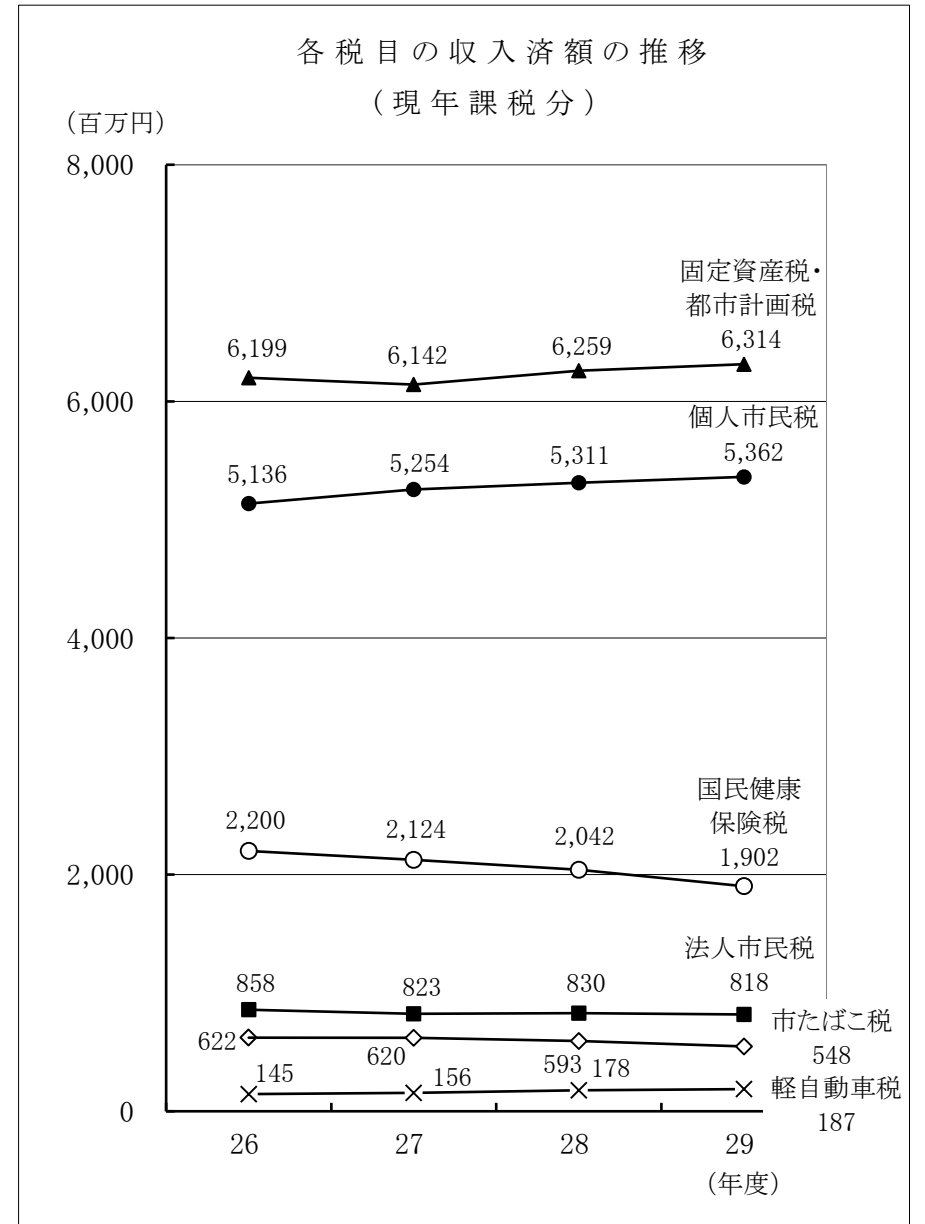
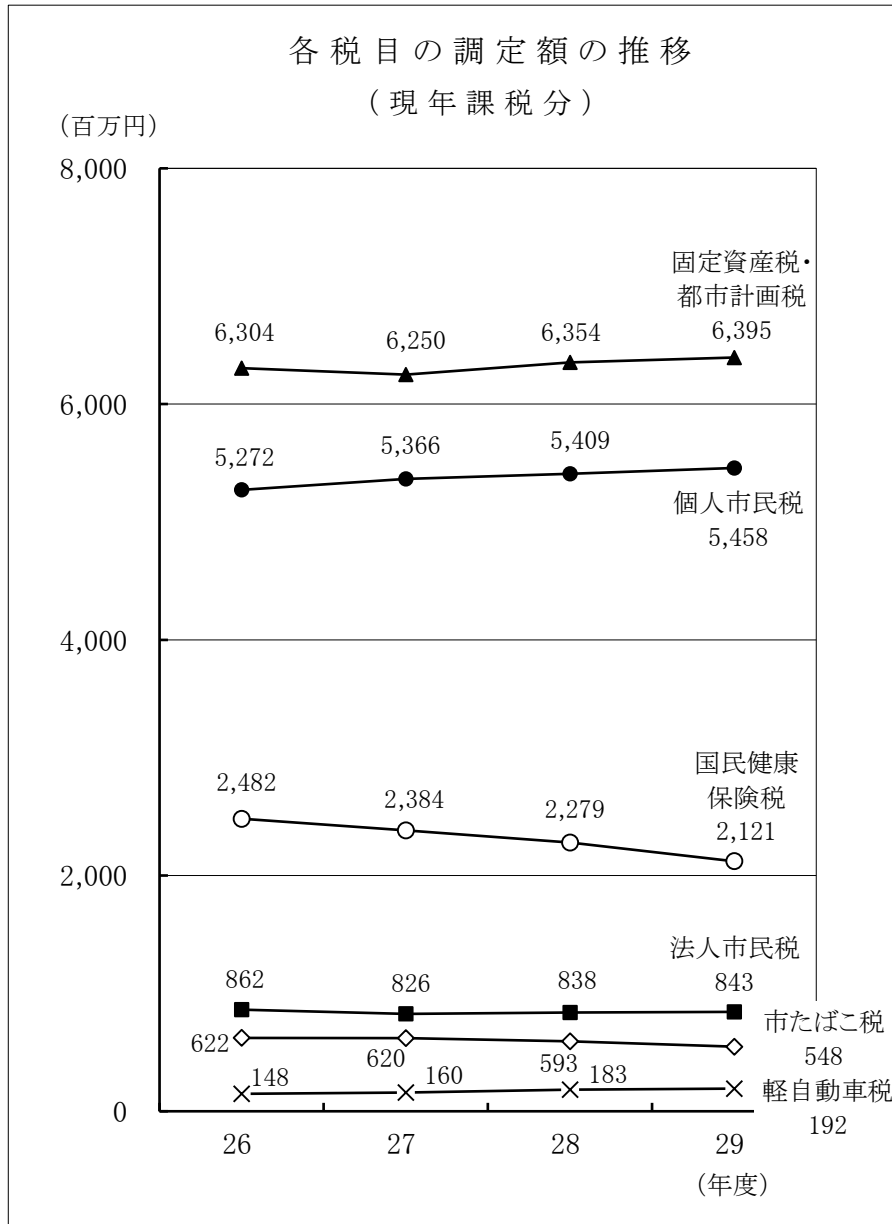
(1) 年度別市税決算額

税目		26			27			28			29		
		調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)
市民税	個人	5,271,665	5,136,236	97.4	5,365,625	5,253,849	97.9	5,408,795	5,310,894	98.2	5,457,849	5,362,183	98.2
	法人	861,822	857,751	99.5	826,216	822,830	99.6	837,790	830,302	99.1	842,535	818,386	97.1
	計	6,133,487	5,993,987	97.7	6,191,841	6,076,679	98.1	6,246,585	6,141,196	98.3	6,300,384	6,180,569	98.1
固定資産税	固定資産税	5,638,595	5,544,085	98.3	5,585,448	5,489,182	98.3	5,683,569	5,598,237	98.5	5,718,702	5,645,816	98.7
	交付金	7,370	7,370	100.0	6,242	6,242	100.0	5,742	5,742	100.0	5,708	5,708	100.0
	計	5,645,965	5,551,455	98.3	5,591,690	5,495,424	98.3	5,689,311	5,603,979	98.5	5,724,410	5,651,524	98.7
軽自動車税		148,079	144,685	97.7	159,826	156,241	97.8	183,036	178,485	97.5	191,796	187,221	97.6
市たばこ税		621,775	621,775	100.0	619,594	619,594	100.0	593,081	593,081	100.0	547,641	547,641	100.0
特別土地保有税		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
都市計画税		658,274	647,240	98.3	657,817	646,480	98.3	665,161	655,174	98.5	670,588	662,041	98.7
小計		13,207,580	12,959,142	98.1	13,220,768	12,994,418	98.3	13,377,174	13,171,915	98.5	13,434,819	13,228,996	98.5
滞納繰越分		1,181,750	241,321	20.4	950,164	219,309	23.1	867,707	243,861	28.1	759,613	227,548	30.0
合計		14,389,330	13,200,463	91.7	14,170,932	13,213,727	93.2	14,244,881	13,415,776	94.2	14,194,432	13,456,544	94.8
国民健康保険税		2,481,893	2,199,977	88.6	2,384,397	2,123,550	89.1	2,279,455	2,041,667	89.6	2,121,068	1,901,862	89.7
滞納繰越分		1,586,706	259,344	16.3	1,412,655	225,318	15.9	1,217,742	238,128	19.6	1,077,343	236,416	21.9
合計		4,068,599	2,459,321	60.4	3,797,052	2,348,868	61.9	3,497,197	2,279,795	65.2	3,198,411	2,138,278	66.9

※ 「調定額」

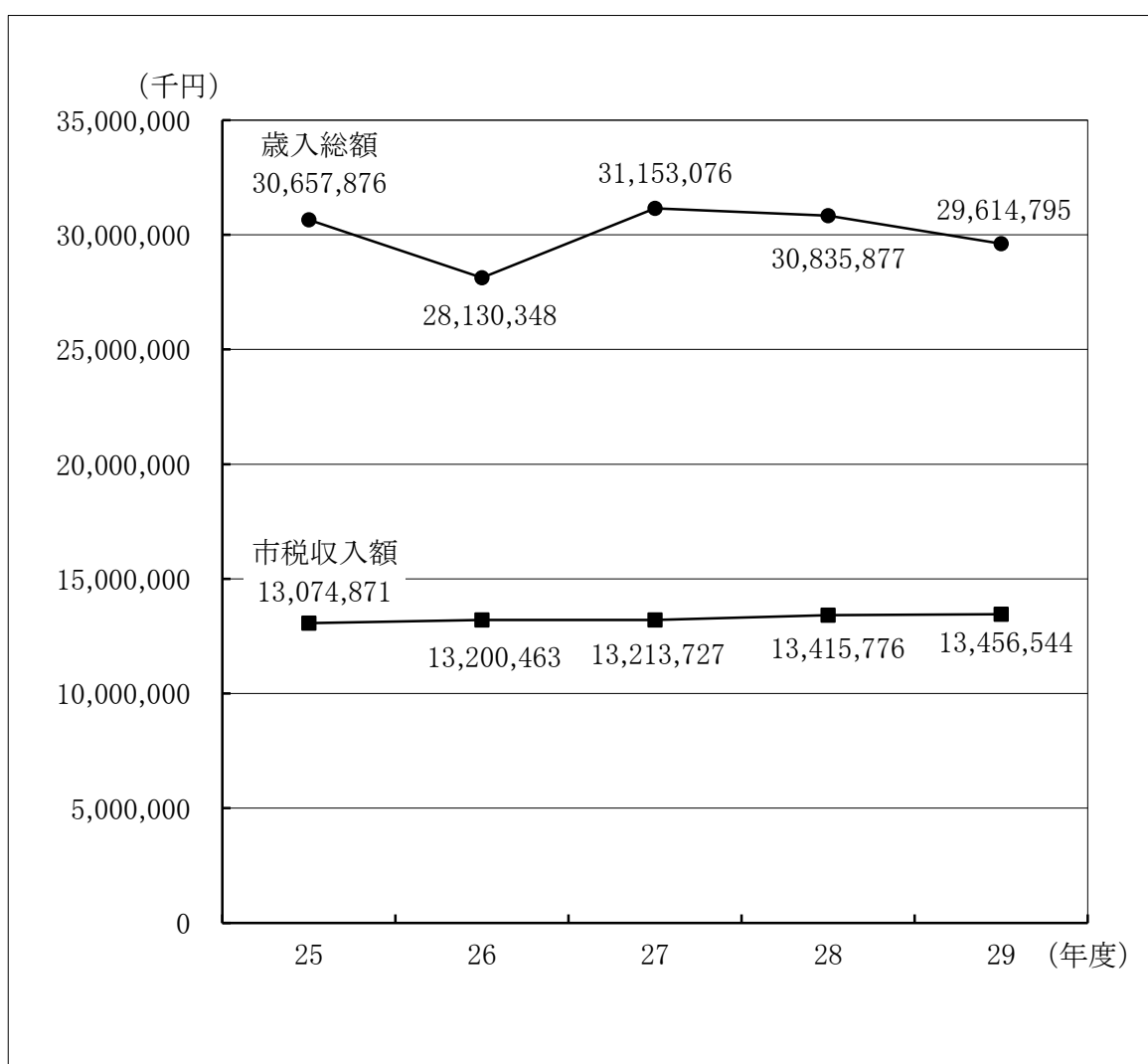
各税目ごとに課税を決定した金額

(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移



(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

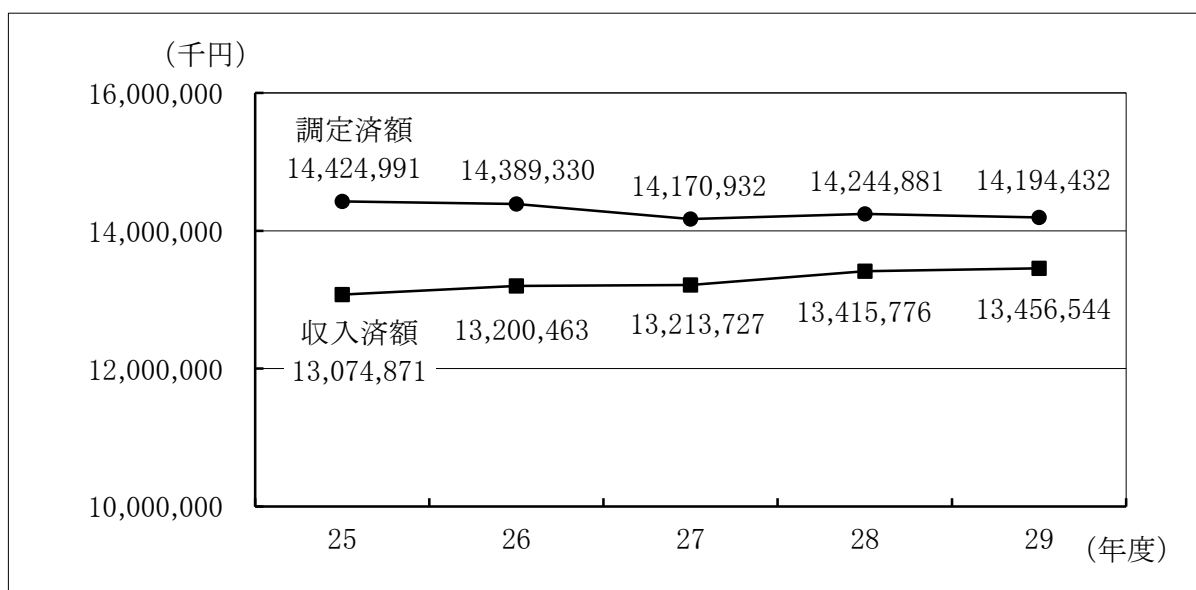
年度 区分	25	26	27	28	29
歳入総額 (A) (千円)	30,657,876	28,130,348	31,153,076	30,835,877	29,614,795
市税収入額 (B) (千円)	13,074,871	13,200,463	13,213,727	13,415,776	13,456,544
歳入総額に占める市税の割合 (B/A) (%)	42.6	46.9	42.4	43.5	45.4



(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表

区 分		25	26	27	28	29
調定済額	現年度課税分 A (千円)	13,042,325	13,207,580	13,220,768	13,377,174	13,434,819
	滞納繰越分 B (千円)	1,382,666	1,181,750	950,164	867,707	759,613
	合 計 C (千円)	14,424,991	14,389,330	14,170,932	14,244,881	14,194,432
	Cのうち徴収猶予 D (千円)	0	0	0	0	0
	Dのうち現年度 課税分 (千円)	0	0	0	0	0
収入済額	現年度課税分 E (千円)	12,785,766	12,959,143	12,994,418	13,171,915	13,228,996
	滞納繰越分 F (千円)	289,105	241,320	219,309	243,861	227,548
	合 計 G (千円)	13,074,871	13,200,463	13,213,727	13,415,776	13,456,544
不納欠損額 H (千円)		166,698	237,449	89,925	63,084	95,900
収入未済額 (C-G-H) I (千円)		1,183,422	951,418	867,280	766,021	641,988
徴収率	現年度課税分 (E/A) (%)	98.0	98.1	98.3	98.5	98.5
	滞納繰越分 (F/B) (%)	20.9	20.4	23.1	28.1	30.0
	合 計 (G/C) (%)	90.6	91.7	93.2	94.2	94.8

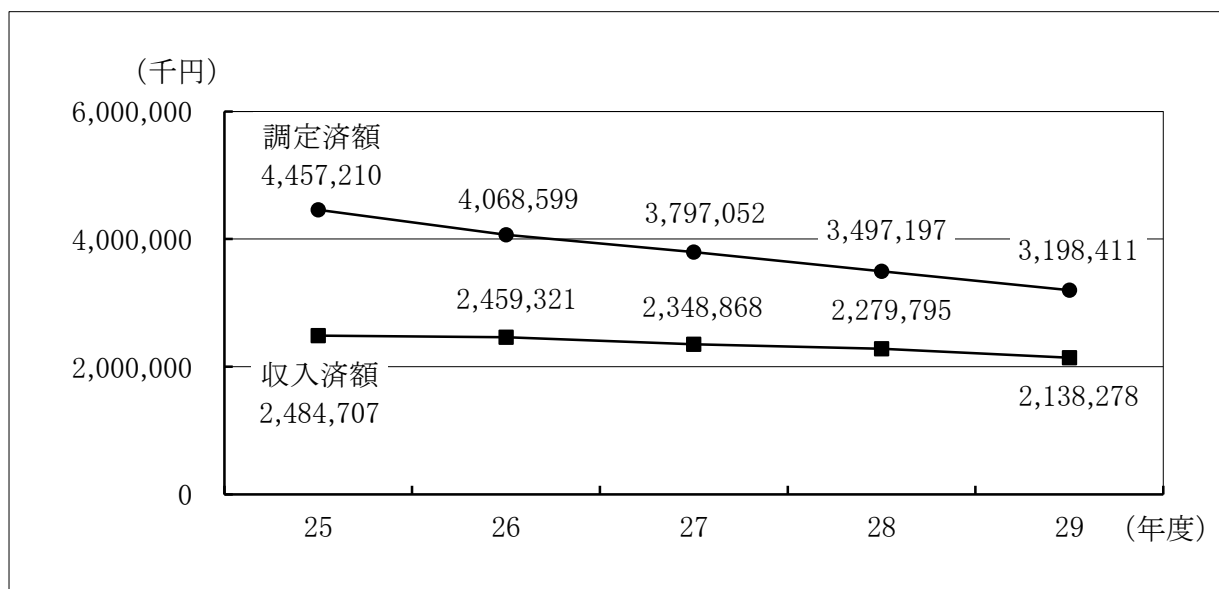
調定済額と収入済額の推移



(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表

区分		年度				
		25	26	27	28	29
調定 済額	現年度課税分 A (千円)	2,544,489	2,481,893	2,384,397	2,279,455	2,121,068
	滞納繰越分 B (千円)	1,912,721	1,586,706	1,412,655	1,217,742	1,077,343
	合 計 C (千円)	4,457,210	4,068,599	3,797,052	3,497,197	3,198,411
収入 済額	現年度課税分 D (千円)	2,245,631	2,199,977	2,123,550	2,041,667	1,901,862
	滞納繰越分 E (千円)	239,076	259,344	225,318	238,128	236,416
	合 計 F (千円)	2,484,707	2,459,321	2,348,868	2,279,795	2,138,278
不納欠損額 G (千円)		371,871	184,961	218,060	130,522	131,674
収入未済額 (C-F-G) H (千円)		1,600,632	1,424,317	1,230,124	1,086,880	928,459
徴収 率	現年度課税分 (D/A) (%)	88.3	88.6	89.1	89.6	89.7
	滞納繰越分 (E/B) (%)	12.5	16.3	15.9	19.6	21.9
	合 計 (F/C) (%)	55.7	60.4	61.9	65.2	66.9

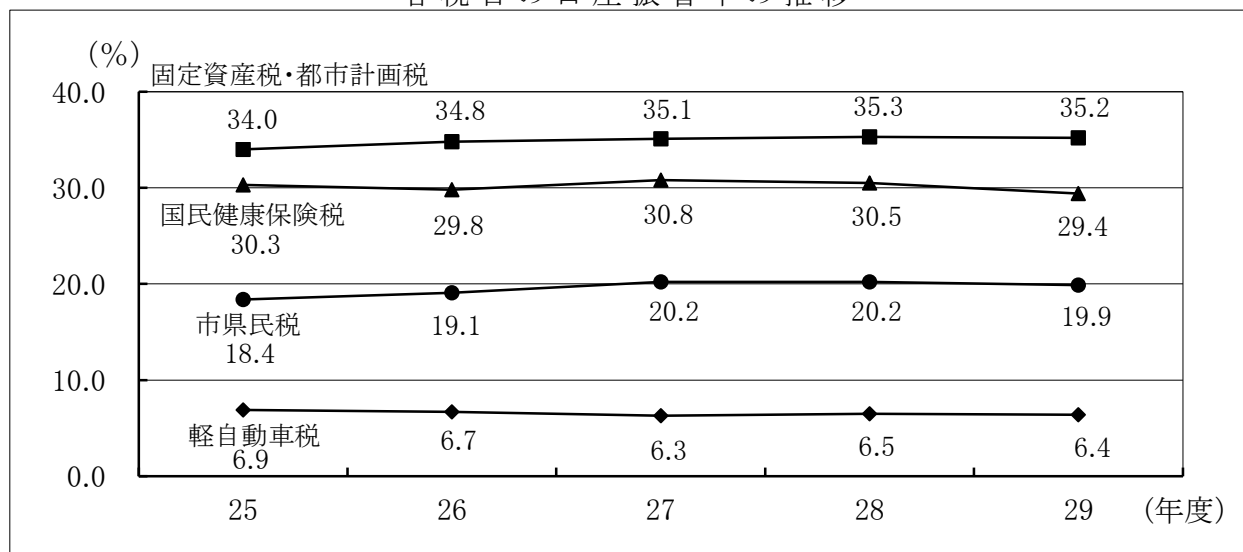
調定済額と収入済額の推移



(6) 口座振替利用状況

区分	税目	年度				
		25	26	27	28	29
納税義務者 (人)	市 県 民 税	16,963	18,624	15,020	14,900	14,429
	固定資産税・都市計画税	36,145	37,213	37,432	37,629	37,834
	軽自動車税	27,951	28,864	30,374	29,846	29,819
	国民健康保険税	13,107	14,924	14,813	14,696	14,099
	合 計	94,166	99,625	97,639	97,071	96,181
振替件数 (件)	市 県 民 税	3,127	3,563	3,036	3,015	2,873
	固定資産税・都市計画税	12,287	12,964	13,142	13,292	13,329
	軽自動車税	1,940	1,940	1,910	1,933	1,916
	国民健康保険税	3,973	4,442	4,559	4,479	4,139
	合 計	21,327	22,909	22,647	22,719	22,257
振替加入率 (%)	市 県 民 税	18.4	19.1	20.2	20.2	19.9
	固定資産税・都市計画税	34.0	34.8	35.1	35.3	35.2
	軽自動車税	6.9	6.7	6.3	6.5	6.4
	国民健康保険税	30.3	29.8	30.8	30.5	29.4
	合 計	22.6	23.0	23.2	23.4	23.1

各税目の口座振替率の推移



(7) コンビニ収納状況

区分		年度				
		25	26	27	28	29
市県民税	件数 (件)	21,436	23,805	17,754	18,365	20,412
	金額 (千円)	481,933	514,527	409,000	419,768	444,776
固定資産税・都市計画税	件数 (件)	27,411	28,434	30,623	31,835	33,478
	金額 (千円)	484,499	521,683	553,375	587,852	631,925
軽自動車税	件数 (件)	12,034	12,012	12,710	13,141	14,115
	金額 (千円)	61,329	62,940	67,906	80,879	91,539
国民健康保険税	件数 (件)	25,803	27,078	30,199	30,182	27,868
	金額 (千円)	372,783	393,077	402,255	410,162	363,835
合計	件数 (件)	86,684	91,329	91,286	93,523	95,873
	金額 (千円)	1,400,544	1,492,227	1,432,536	1,498,661	1,532,075

(8) 年度別差押財産状況の内訳

区分		年度				
		25	26	27	28	29
動産	件数 (件)	0	3	0	0	5
	税額 (千円)	0	4,633	0	0	7,955
債権	件数 (件)	256	238	191	471	549
	税額 (千円)	112,530	167,808	150,565	247,878	222,927
不動産	件数 (件)	38	13	9	7	19
	税額 (千円)	77,611	52,051	19,181	6,873	13,496
合計	件数 (件)	294	254	200	478	573
	税額 (千円)	190,141	224,492	169,746	254,751	244,378

(9) 督促状発付状況

種別	年度 区分	26			27			28			29					
		期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)
市県民税 (普通徴収)	1	18,624	4,225	22.7	1	15,020	3,334	22.2	1	14,900	3,206	21.5	1	14,429	3,110	21.6
	2	16,329	4,317	26.4	2	13,127	3,191	24.3	2	12,933	3,012	23.3	2	12,823	3,022	23.6
	3	15,962	4,135	25.9	3	12,817	3,516	27.4	3	12,553	3,141	25.0	3	12,503	3,115	24.9
	4	16,369	4,286	26.2	4	13,658	3,469	25.4	4	12,998	3,183	24.5	4	12,965	3,131	24.1
	計	67,284	16,963	25.2	計	54,622	13,510	24.7	計	53,384	12,542	23.5	計	52,720	12,378	23.5
固定資産税・ 都市計画税	1	37,213	3,904	10.5	1	37,432	3,903	10.4	1	37,629	3,647	9.7	1	37,834	3,761	9.9
	2	36,417	4,045	11.1	2	36,667	3,992	10.9	2	36,894	3,918	10.6	2	37,103	3,788	10.2
	3	36,414	3,521	9.7	3	36,672	3,508	9.6	3	36,893	3,442	9.3	3	37,122	3,452	9.3
	4	36,412	3,981	10.9	4	36,672	3,579	9.8	4	36,894	3,488	9.5	4	37,121	3,544	9.5
	計	146,456	15,451	10.5	計	147,443	14,982	10.2	計	148,310	14,495	9.8	計	149,180	14,545	9.7
軽自動車税	全	28,864	4,149	14.4	全	30,374	4,075	13.4	全	29,846	3,923	13.1	全	29,819	3,799	12.7
国民健康 保険税	1	14,924	3,798	25.4	1	14,813	3,768	25.4	1	14,696	4,293	29.2	1	14,099	3,737	26.5
	2	14,879	3,814	25.6	2	14,733	3,644	24.7	2	14,570	3,654	25.1	2	13,902	3,573	25.7
	3	14,737	3,582	24.3	3	14,586	3,558	24.4	3	14,408	3,542	24.6	3	13,706	3,621	26.4
	4	13,823	3,538	25.6	4	13,584	3,493	25.7	4	13,279	3,365	25.3	4	12,634	3,323	26.3
	5	13,876	3,450	24.9	5	13,670	3,266	23.9	5	13,306	3,338	25.1	5	12,657	3,215	25.4
	6	13,793	3,362	24.4	6	13,611	3,256	23.9	6	13,116	3,248	24.8	6	12,597	3,135	24.9
	7	13,672	3,441	25.2	7	13,482	3,303	24.5	7	12,950	3,205	24.7	7	12,475	3,154	25.3
	8	13,687	3,366	24.6	8	13,441	3,177	23.6	8	12,922	3,138	24.3	8	12,456	3,061	24.6
	9	13,748	3,195	23.2	9	13,423	3,058	22.8	9	12,961	2,986	23.0	9	12,496	3,012	24.1
	計	127,139	31,546	24.8	計	125,343	30,523	24.4	計	122,208	30,769	25.2	計	117,022	29,831	25.5

6. そ の 他

市税の税率及び納期等の一覧表

(平成30年7月1日現在)

税目		課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)			納期限 (平成30年度)																																	
市 民 税	個人	(課税客体) ○個人の所得 (納税義務者) ○市内に住所を有する個人 ○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの	均等割	<table border="1"> <tr> <th>市 民 税</th> <th>県 民 税</th> </tr> <tr> <td>年額 3,500 円</td> <td>年額 1,500 円</td> </tr> </table>		市 民 税	県 民 税	年額 3,500 円	年額 1,500 円	(普通徴収) 第1期 7月 2日 第3期 10月31日 第2期 8月31日 第4期 1月31日 (特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付 (事業所は、翌月10日までに納付)																													
				市 民 税	県 民 税																																		
年額 3,500 円	年額 1,500 円																																						
所得割	<table border="1"> <tr> <th>市 民 税</th> <th>県 民 税</th> </tr> <tr> <td>6 %</td> <td>4 %</td> </tr> </table>		市 民 税	県 民 税	6 %	4 %																																	
	市 民 税	県 民 税																																					
6 %	4 %																																						
市 民 税	法人	(課税客体) ○法人の法人税額 (納税義務者) ○市内に事務所、事業所を有する法人 ○市内に寮等を有する法人で市内に事務所、事業所を有しないもの及び市内に事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法 人 等 の 区 分</th> <th>市内従業者</th> <th>税額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">資 本 金 等 の 額</td> <td>50億円を超える法人</td> <td>50 人超</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え 50億円以下の法人</td> <td>50 人超</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える法人</td> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50 人以下</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50 人以下</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50 人超</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50 人以下</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下の法人</td> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50 人超</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人</td> <td>50 人以下 —</td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			法 人 等 の 区 分		市内従業者	税額(年額)	資 本 金 等 の 額	50億円を超える法人	50 人超	3,000,000 円	10億円を超え 50億円以下の法人	50 人超	1,750,000 円	10億円を超える法人	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人以下	410,000 円	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人以下	400,000 円	1千万円を超え 1億円以下の法人	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人超	150,000 円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人以下	130,000 円	1千万円以下の法人	1千万円以下の法人	50 人超	120,000 円	1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50 人以下 —	50,000 円	原則として、事業年度終了後2か月以内に申告納付
				法 人 等 の 区 分		市内従業者	税額(年額)																																
資 本 金 等 の 額	50億円を超える法人	50 人超	3,000,000 円																																				
	10億円を超え 50億円以下の法人	50 人超	1,750,000 円																																				
10億円を超える法人	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人以下	410,000 円																																				
	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人以下	400,000 円																																				
1千万円を超え 1億円以下の法人	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人超	150,000 円																																				
	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人以下	130,000 円																																				
1千万円以下の法人	1千万円以下の法人	50 人超	120,000 円																																				
	1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50 人以下 —	50,000 円																																				
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法 人 等 の 区 分</th> <th>平成26年9月30日以前に開始</th> <th>平成26年10月1日以後に開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人</td> <td>14.7 %</td> <td>12.1 %</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>12.3 %</td> <td>9.7 %</td> </tr> </tbody> </table>			法 人 等 の 区 分	平成26年9月30日以前に開始	平成26年10月1日以後に開始	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人	14.7 %	12.1 %	上記以外の法人	12.3 %	9.7 %																											
法 人 等 の 区 分	平成26年9月30日以前に開始	平成26年10月1日以後に開始																																					
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人	14.7 %	12.1 %																																					
上記以外の法人	12.3 %	9.7 %																																					
固定資産税	(課税客体) ○土地、家屋及び償却資産 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table border="1"> <tr> <th>土 地</th> <th>家 屋</th> <th>償却資産</th> </tr> <tr> <td></td> <td>1.4 %</td> <td></td> </tr> </table>		土 地	家 屋	償却資産		1.4 %		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">免 税 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		免 税 点		土 地	300,000 円	家 屋	200,000 円	償却資産	1,500,000 円	第1期 5月31日 第2期 7月31日 第3期 12月25日 第4期 2月28日																			
土 地	家 屋	償却資産																																					
	1.4 %																																						
免 税 点																																							
土 地	300,000 円																																						
家 屋	200,000 円																																						
償却資産	1,500,000 円																																						
都市計画税	(課税客体) ○市街化区域内の土地及び家屋 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table border="1"> <tr> <th>土 地</th> <th>家 屋</th> </tr> <tr> <td></td> <td>0.2 %</td> </tr> </table>		土 地	家 屋		0.2 %																																
土 地	家 屋																																						
	0.2 %																																						

市税の税率及び納期等の一覧表

(平成30年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)	納期限 (平成30年度)																																																																																																	
軽自動車税	(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者等	<p>四輪以上及び三輪の軽自動車</p> <table border="1" data-bbox="757 252 1581 443"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>平成27年3月31日以前に登録</th> <th>平成27年4月1日以後に新車登録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>3,100 円</td> <td>3,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,800 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>原動機付自転車及び二輪車等</p> <table border="1" data-bbox="757 496 1581 799"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下のもの</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え 90cc以下のもの</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え 125cc以下のもの</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等</td> <td colspan="2">二輪のもの (側車付を含む。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪のけん引車 (ボートトレーラー等) 専ら雪上を走行するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,900 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)</td> <td>6,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>重課税率 (平成28年度から)</p> <table border="1" data-bbox="757 852 1581 1018"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td>乗 用</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>8,200 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>12,900 円</td> </tr> <tr> <td>貨物用</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>6,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 最初の新規検査 (車検証に記載してある初度検査年月) を受けた月から13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車は、平成28年度から経年重課の税率が適用</p> <p>軽課税率</p> <table border="1" data-bbox="757 1145 1581 1369"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">標準税率</th> <th colspan="3">グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～平成31年度</th> </tr> <tr> <th>25%軽減</th> <th>50%軽減</th> <th>75%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900 円</td> <td>3,000 円</td> <td>2,000 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>6,900 円</td> <td>5,200 円</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800 円</td> <td>8,100 円</td> <td>5,400 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物</td> <td>営業用</td> <td>3,800 円</td> <td>2,900 円</td> <td>1,900 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000 円</td> <td>3,800 円</td> <td>2,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成27年4月1日から平成31年3月31日までに新車新規登録した一定の環境性能を有する四輪以上及び三輪の軽自動車について、その燃費性能に応じ、取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減するグリーン化特例 (軽課) が適用</p>	種 別		平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以後に新車登録	三輪のもの		3,100 円	3,900 円	四輪以上のもの	乗 用	営業用	6,900 円	自家用	10,800 円	貨物用	営業用	3,800 円	自家用	5,000 円	種 別		年 税 額	原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000 円	50ccを超え 90cc以下のもの	2,000 円	90ccを超え 125cc以下のもの	2,400 円	ミニカー	3,700 円	軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等	二輪のもの (側車付を含む。)		二輪のけん引車 (ボートトレーラー等) 専ら雪上を走行するもの		3,600 円		小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円	その他のもの	5,900 円	二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)		6,000 円	種 別		年 税 額	軽自動車	三輪のもの		4,600 円		四輪以上のもの	乗 用	営業用	8,200 円	自家用	12,900 円	貨物用	営業用	4,500 円	自家用	6,000 円	種 別	標準税率	グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～平成31年度			25%軽減	50%軽減	75%軽減	三輪	3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円	四輪以上	乗 用	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	貨 物	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円	全 期 5月31日
		種 別		平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以後に新車登録																																																																																															
		三輪のもの		3,100 円	3,900 円																																																																																															
		四輪以上のもの	乗 用	営業用	6,900 円																																																																																															
				自家用	10,800 円																																																																																															
			貨物用	営業用	3,800 円																																																																																															
				自家用	5,000 円																																																																																															
		種 別		年 税 額																																																																																																
		原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000 円																																																																																																
			50ccを超え 90cc以下のもの	2,000 円																																																																																																
90ccを超え 125cc以下のもの	2,400 円																																																																																																			
ミニカー	3,700 円																																																																																																			
軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等	二輪のもの (側車付を含む。)																																																																																																			
	二輪のけん引車 (ボートトレーラー等) 専ら雪上を走行するもの																																																																																																			
	3,600 円																																																																																																			
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円																																																																																																		
	その他のもの	5,900 円																																																																																																		
二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)		6,000 円																																																																																																		
種 別		年 税 額																																																																																																		
軽自動車	三輪のもの																																																																																																			
	4,600 円																																																																																																			
	四輪以上のもの	乗 用																																																																																																		
		営業用	8,200 円																																																																																																	
		自家用	12,900 円																																																																																																	
貨物用																																																																																																				
営業用	4,500 円																																																																																																			
自家用	6,000 円																																																																																																			
種 別	標準税率	グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～平成31年度																																																																																																		
		25%軽減	50%軽減	75%軽減																																																																																																
三輪	3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円																																																																																																
四輪以上	乗 用	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円																																																																																															
		自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円																																																																																															
	貨 物	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円																																																																																															
		自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円																																																																																															

市税の税率及び納期等の一覧表

(平成30年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)			納期限 (平成30年度)															
市たばこ税	(納税義務者) ○製造たばこの製造者、特定販売業者(外国産たばこの輸入業者)又は卸売販売業者	旧3級品以外の紙巻たばこ	平成25年4月1日から	5,262 円 / 1,000 本	毎月の初日から末日までの間に売り渡した製造たばこに係る税額について、翌月末日までに申告納付															
			平成30年10月1日から	5,692 円 / 1,000 本																
			平成32年10月1日から	6,122 円 / 1,000 本																
			平成33年10月1日から	6,552 円 / 1,000 本																
		旧3級品の紙巻たばこ	平成28年4月1日から	2,925 円 / 1,000 本																
			平成29年4月1日から	3,355 円 / 1,000 本																
			平成30年4月1日から	4,000 円 / 1,000 本																
			平成31年10月1日から	5,692 円 / 1,000 本																
国民健康保険税	(課税客体) ○国民健康保険の被保険者の所得 ○国民健康保険の被保険者数 (納税義務者) ○国民健康保険の被保険者である世帯主 ○国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>年間限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療保険分</td> <td>7.8%</td> <td>24,500円</td> <td>540,000円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援分</td> <td>1.7%</td> <td>4,500円</td> <td>190,000円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td>1.4%</td> <td>10,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> </tbody> </table>		所得割	均等割	年間限度額	医療保険分	7.8%	24,500円	540,000円	後期高齢者支援分	1.7%	4,500円	190,000円	介護納付金分	1.4%	10,000円	160,000円		第1期 7月31日 第2期 8月31日 第3期 10月 1日 第4期 10月31日 第5期 11月30日 第6期 12月25日 第7期 1月31日 第8期 2月28日 第9期 4月 1日
	所得割	均等割	年間限度額																	
医療保険分	7.8%	24,500円	540,000円																	
後期高齢者支援分	1.7%	4,500円	190,000円																	
介護納付金分	1.4%	10,000円	160,000円																	